

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○平成三十年第一回東京都議会定例会の招集……………(財務局主計部議案課)……………一

○建築基準法による意見の聴取……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………一

○建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………五

告 示

●東京都告示第百四十九号

平成三十年第一回東京都議会定例会を、二月二十一日に招集する。

平成三十年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第四項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成三十年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成三十年二月二十二日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 港区北青山二丁目八番三十五号
所氏名 独立行政法人日本スポーツ振興センター

建築敷地 新宿区霞ヶ丘町十番一ほか

地域地区 第二種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種文教地区、二十メートル第二種高度地区、第二種高度地区、第二種風致地区、神宮外苑地区地区計画(再開発等促進区を定める地区計画)及び都市計画公園

申 請 の 概 要

工事種別 新築
及び用途 観覧場、附属自動車車庫及び自転車駐車場
敷地面積 約一〇九、七六八平方メートル
建築面積 約六九、六八五平方メートル
延べ面積 約一九三、三六七平方メートル
構造及び階数 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造ほか
高さ 地上五階地下二階ほか
適用条文 建築基準法第四十八条第四項ただし書

●東京都告示第百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月十四日
東京都多摩建築指導事務所長
金 子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 平成三十年一月二十九日 あきる野市伊奈字森ノ下八百二十二番六の一角 延長二二・八〇幅員四・〇〇

●東京都告示第百五十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第七百八十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十四日

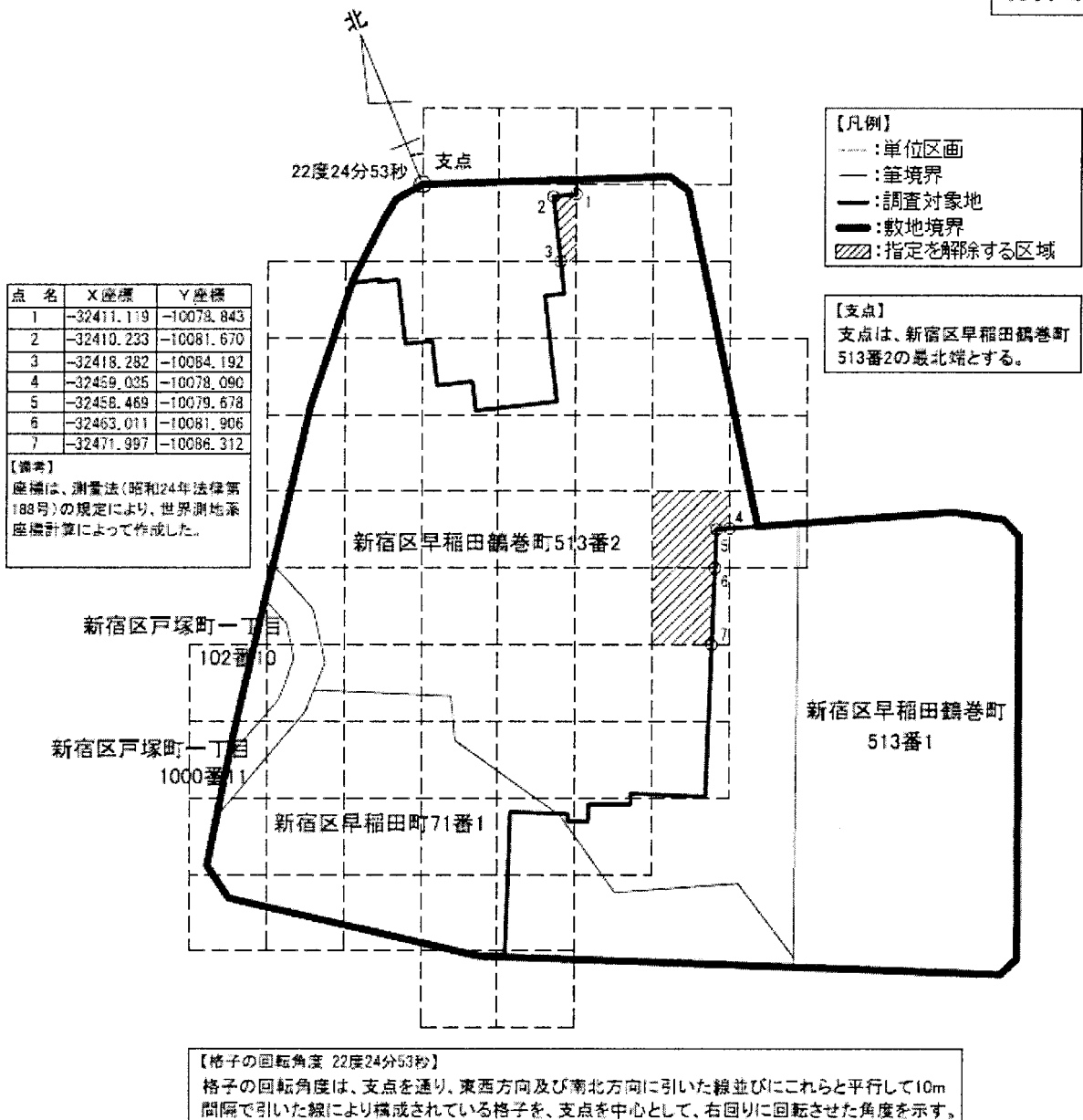
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区早稲田鶴巻町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第百五十三号

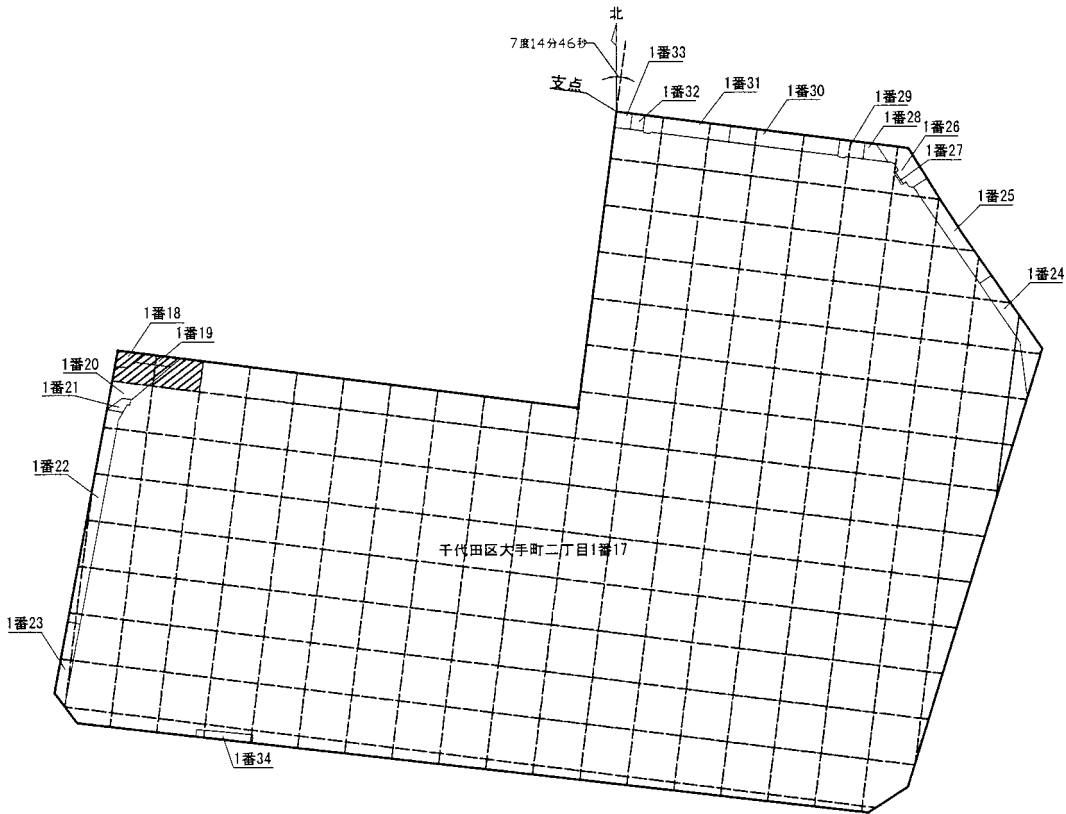
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六百十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（千代田区大手町二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 指定を解除する区域
- 単位区画線
- 筆境界線
- 敷地境界

〈支点〉

支点は、敷地境界（千代田区大手町二丁目1番33）の最北端とする。

〈格子の回転角度：7度14分46秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年二月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成三十年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ライフ西小岩店
- 二 店舗所在地 江戸川区西小岩三丁目三十五番二
十号
- 三 設置者名 株式会社ライフコーポレーション
- 四 設置者住所 中央区日本橋本町三丁目六番二
号
- 五 変更前の店舗名 (仮称) ライフ西小岩店
- 六 変更後の店舗名 ライフ西小岩店
- 七 変更前の店舗所在地 江戸川区西小岩三丁目九百三十六
番地一ほか
- 八 変更後の店舗所在地 江戸川区西小岩三丁目三十五番二
十号

九 変更日

平成二十八年四月二十日ほか

十 届出日

平成三十年一月十六日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間

平成三十年二月十四日から同年六月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

イーアス高尾

二 店舗所在地

八王子市東浅川町五百五十一一

三 設置者名

大和ハウス工業株式会社

四 設置者住所

大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

五 変更前の店舗名

(仮称) 八王子高尾商業施設計画

六 変更後の店舗名

イーアス高尾

七 変更前の設置者の代表者名

大野 直竹

八 変更後の設置者の代表者名

芳井 敬一

九 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社三和ほか四名

十 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社三和ほか七十五名

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称

日本トイザラス株式会社

十二 変更前の小売業者の氏名又は名称

マーク・ゴダード

者の代表者名

変更後の小売業者の代表者名 デイター・ハーベル

十四 変更日

平成二十九年十一月一日ほか

十五 届出日

平成三十年一月二十五日

十六 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十七 縦覧期間

平成三十年二月十四日から同年六月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年二月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成三十年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
イーアス高尾

二 店舗所在地
八王子市東浅川町五百五十一

三 設置者名
大和ハウス工業株式会社

四 設置者住所
大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

五 変更前の駐輪場の
位置及び収容台数
店舗南西側ほか 七百台

六 変更後の駐輪場の
位置及び収容台数
店舗南西側ほか 七百台

七 変更前の廃棄物等
の保管施設の位置
及び容量
店舗内 四十二・八三立方メートル

八 変更後の廃棄物等
の保管施設の位置
及び容量
店舗内 四十七・六九立方メートル

九 変更日
平成三十年十月一日

十 届出日
平成三十年一月二十五日

十一 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十二 縦覧期間
平成三十年二月十四日から同年六
月十四日まで。ただし、東京都の
休日に関する条例(平成元年東京
都条例第十号)に定める休日を除
く。

十三 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成三十年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
立川共同ビルディング

二 店舗所在地
立川市曙町二丁目五番一号

三 設置者名
岩崎倉庫株式会社ほか九名

四 意見

ア 聴取者
立川市長

イ 概要
意見なし

ウ 収受日
平成三十年一月二十九日

五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間
平成三十年二月十四日から同年三月十四
日まで。ただし、東京都の休日に関する
条例(平成元年東京都条例第十号)に定
める休日を除く。

七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001